

平成20年第2回海津市議会定例会

◎議事日程(第1号)

平成20年6月12日(木曜日)午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 一般質問
- 日程第4 報告第1号 平成19年度海津市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第5 報告第2号 専決処分の報告について
- 日程第6 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第7 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第8 議案第49号 平成20年度海津市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第50号 平成20年度海津市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第51号 海津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第52号 海津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第53号 海津市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第54号 海津市監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第14 議案第55号 海津市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第15 議案第56号 海津市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第16 議案第57号 海津市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第17 議案第58号 海津市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第18 議案第59号 海津市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第19 議案第60号 海津市公共下水道海津浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結について

◎出席議員（20名）

1番	山田武君	2番	堀田みつ子君
3番	西脇幸雄君	4番	川瀬厚美君
5番	森昇君	6番	永田武秀君
7番	福井恭平君	8番	近藤輝明君
9番	山田勝君	10番	飯田洋君
11番	服部寿君	12番	伊藤善朗君
13番	浅井まゆみ君	14番	伊藤仁夫君
15番	松岡光義君	16番	水谷武博君
17番	星野勇生君	18番	藤田敏彦君
19番	渡辺光明君	20番	赤尾俊春君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市長	松永清彦君	副市長	水谷敏行君
教育長	平野英生君	総務部長併 選挙管理委員会 事務局長	伊藤久義君
総務部総務課長併 選挙管理委員会 事務局長	大橋茂一君	総務部財政課長 兼海津市民 総合窓口課長	福田政春君
企画部長	横井五月君	企画部次長兼 秘書広報課長	森賢一君
会計管理者	佐藤博章君	産業経済部長併 農業委員会 事務局長	小野清美君
建設部長	大倉明男君	水道環境部長	高木武夫君
市民福祉部長	安達博司君	消防長	田中俊澄君
教育委員会 事務局長	森島英雄君	監査委員会 事務局長	舘尋正君

◎本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 後藤昌司

議会事務局課長
補佐兼議事係長 神田勝広

議会事務局長
庶務係長 西村里美

◎開会宣告

○議長（近藤輝明君） 定刻でございます。ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、平成20年海津市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（近藤輝明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において14番 伊藤仁夫君、15番 松岡光義君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（近藤輝明君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今定例会は、本日から6月20日までの9日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から6月20日までの9日間とすることに決定しました。

◎一般質問

○議長（近藤輝明君） 日程第3、一般質問を行います。

通告書を受理した順に発言を許可します。なお、答弁者は壇上にて答弁し、再質問があった場合は自席にて答弁をお願いいたします。

◇ 浅井まゆみ君

○議長（近藤輝明君） 最初に、13番 浅井まゆみ君の質問を許可します。

〔13番 浅井まゆみ君 登壇〕

○13番（浅井まゆみ君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、2点にわたって質問させていただきます。

まず初めに、自主財源の確保について2点質問いたします。

寄附条例の導入についてでございますが、3月議会のふるさと納税についての一般質問の中で市長は、寄附制度を早急に検討していくと答弁されましたが、この寄附制度を寄附条例として導入できないか、お尋ねします。

寄附条例とは、自治体があらかじめ自然保護や福祉充実など複数の政策メニューを示し、全国の個人や団体に政策を選んで寄附してもらい、それを基金として積み立て、目標額に達したら事業化して政策を実行するという取り組みです。

長野県泰阜村が2004年6月に全国に先駆けて導入し、その後、各地に広がりました。泰阜村では19年度末までに約2,300万円の寄附を募ることができ、特に福祉に関する事業に多くの寄附が集まり、早期に目標の金額が達成し、事業を既に実施しています。

寄附条例の制定を提唱、推進している寄付市場協会によると、昨年10月1日現在、全国27市町村が寄附条例を導入し、寄附総額は1億9,500万円を超えています。寄附は、納税と違い住民が望む事業の原資となるため寄附しやすく、使途も明瞭で、さらには税額控除の対象にもなります。また、住民ニーズをとらえ、行政サービスの向上や住民参加型の自治づくりが期待できます。

そこで、海津市の歴史を全国にアピールする事業や観光資源を活用する事業、また福祉の充実や少子・高齢化対策、地球温暖化対策など、魅力ある政策を打ち出し、財政が逼迫する本市の新たな財源にするためにもこの寄附条例の導入を早期に実現できないか、市長の御所見をお伺いします。

次に、広告事業の推進による自主財源の確保についてお伺いします。

現在、本市の広告は、市報とホームページに掲載されていますが、今回、私が提案いたしますのは、住民向けに送付する各種封筒、また上下水道の検針票や図書貸し出しカードの裏面、あるいは市営バスや公用車のホイールカバーや街路灯の広告フラッグなど、本市が持つあらゆる資産に民間企業などの広告を掲載して収入増を図ってはどうかということでございます。今後の広告事業の推進による自主財源の確保について、市長の御所見をお伺いいたします。

次に、福祉行政についてお伺いします。

障がい者の方や高齢者の方、また妊産婦さんに優しいまちづくりをということでお尋ねします。

市民の方にたびたび御指摘されますのが、市内の公共施設でいろいろ御不便があるということでございます。例えば、トイレの荷物かけが大変高い位置にあったり、障がい者用のトイレに荷物置き場がなかったりといったことがあります。その都度、担当課に言って対処していただいておりますが、小さなことかと思いますが、障がい者の方や高齢者の方にとっては大変なことかと思っておりますので、この機会に市内の公共施設のバリアフリーを含める総点検をしていただきたいと思います。

次に、市営バスの料金ですが、現在、身体障がい者の方は割り引きがありますが、知的障がい者の方にはありません。毎日施設にバスで通われている方もお見えになります。そこで、

来年度、見直しの時期でもございますので、この機会に知的障がい者の方も割り引きができるように御検討していただけないか、お尋ねします。

次にインフルエンザの予防接種ですが、現在、65歳以上と60歳から64歳の身体障害者手帳1級の方は1,500円、また1歳から中学生までは3分の1の市の助成が出ますが、障がい者の方は、一般の方と同様、高額な料金で受けなければなりません。特に施設に通われていたり入所されていたりする人は、感染のことも心配されますのでどうしても接種しなければなりません。何とか少しでも助成が受けられるようにならないもののでしょうか、その点もお尋ねします。

最後に、妊産婦さんのためのマタニティマークですが、現在、キーホルダーにして渡していただいておりますが、このマークを障がい者用駐車場に設置できないか、お尋ねします。

現在、内部障がい者用のためのハートプラスマークは設置していただいておりますが、ぜひマタニティマークもあわせてお願いいたします。

以上、市長の御所見をお伺いいたします。

○議長（近藤輝明君） 浅井まゆみ君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 浅井まゆみ議員の自主財源の確保についての御質問にお答えをいたします。

ふるさと納税制度は、従前の寄附金税制が大幅に拡充される形で改正された地方税法の一部を改正する法律がことし4月30日に公布され、導入されたものであります。この制度に沿う御寄附をたくさんの皆様からいただくには、寄附金の使い道となる魅力ある政策メニューを明確化するとともに、ふるさと海津の魅力を全国に向け発信し、海津市の発展を願う人たちの熱き心を獲得しなければいけないと考えております。幸いにも海津市には薩摩義士を初めとする歴史や観光、スポーツ等、PRする資源がたくさんありますので、応援メニューとあわせてホームページ等でPRしていきたいと思っております。

そこで、浅井議員御提案の寄附条例の導入につきましては、寄附の受け皿となる寄附金の資金管理を規定する基金条例の一部改正と応援メニューの洗い出しと、あわせて関連規定の整備を関係課で進めており、これらにより円滑に寄附金の獲得を図っていく所存であります。

次に、広告事業の推進による自主財源の確保についての御質問ですが、現在、当市では市報広告掲載料で昨年度35万円、またホームページのバナー広告掲載料では110万円の収入実績があります。

このほかにも、本市が所有するあらゆる資産について民間企業などの広告を掲載して収入増を図ってはどうかとのことではありますが、市民向けの窓口封筒及び公用封筒については、

企業または事業者より広告入り封筒の寄贈に関する要綱を制定しております。今後、寄贈希望者の公募をホームページ、広報紙等により募集をしてみたいと考えております。

また、本市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図る取り組みとして、議員御提案の広告事業につきましても検討してみたいと考えております。

2点目の福祉行政についての御質問ですが、まず最初に、市内の公共施設のバリアフリーも含めた総点検についてでございますが、国においては平成17年に国土交通省がユニバーサルデザイン政策大綱を策定し、これを受けて平成18年、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆる「バリアフリー新法」が制定され、バリアフリー化のために施設設置管理者等が講ずべき措置などが定められています。これは公共交通機関並びに特定の建築物、道路、駐車場及び都市公園を新しく建設、導入する場合、それぞれの事業者、建築主などの建設設置管理者に対して施設ごとに定めたバリアフリー化基準への適合を義務づけたもので、既存のこれらの施設について基準に適合するよう努力義務が課されています。

県におきましては、平成11年に編集された岐阜県福祉のまちづくり施設整備マニュアルが平成15年4月のハートビル法改正に伴い見直され、岐阜県福祉のまちづくり条例に則して、バリアフリーからユニバーサルデザインをより意識し、だれもが使いやすい施設整備を推進しています。

海津市におきましても、海津市総合開発計画の「安心して暮らせる地域医療・福祉のまちづくり」や、海津市地域福祉計画の中の「だれもが安心して暮らすことのできる環境づくり」の中で日常生活環境の整備として位置づけをし、公共施設や道路、公園、交通機関等を重点的に、障がい者用トイレの整備や、障がい者用駐車スペースの確保、エレベーターの設置、歩道の段差や急勾配の解消、点字ブロックの整備等を進めています。

また、今後、新たに設置する施設などについては、高齢者や障がいのある人のための特別な仕様でつくるのではなく、すべての人が安全で快適に利用できるユニバーサルデザインの視点を取り入れたまちづくりを推進することとしております。

御指摘の、公共施設において障がいのある人や身体的弱者等に対して配慮が欠いていないかとのことでございますが、再度総点検を行い、随時改善していく所存でございます。

次に、市営バスの料金の知的障がい者の方の割引につきましても、議員が言われますように、現在は自主運行バス設置条例及び規則により、老人及び身体障がい者、小・中学生につきましても、料金から50円割引しております。

来年4月からのバス路線の見直しを初めとした料金体系、運行体系に合わせて、知的障がい者、精神障がい者の方の割引についても検討してみたいと考えておりますので、御理解くださいますようお願いをいたします。

次に、インフルエンザの予防接種の助成についての御質問ですが、現在、市では国のガイ

ドラインに基づき、満65歳以上の方及び60から64歳までの方で心臓・腎臓・呼吸器等の疾病により日常生活が極端に制限される身体障害者手帳1級の障害を有する方に対して、定期的予防接種として本人負担1,500円にて実施をしております。

議員御質問の、障がい者の方及び通所または入所されている方の助成拡大についてでございますが、現在、市では任意の予防接種として1歳から15歳までの方について、免疫力も弱く、集団予防を図る目的で3分の1の助成にて実施しているところであります。当面は、国のガイドライン及び現行の市の予防接種実施要綱に基づき実施させていただきますので、御理解をいただきたいと存じます。

次に、マタニティマークの設置についての御質問でございますが、現在、公共施設周辺の各駐車場内には障がい者用駐車場に障がい者の車いすマーク及び内部障がい者のハート・プラスマークを設置しております。さらに、妊婦用のマタニティマークを設置することにつきましては、現在、県が子育てに優しい社会づくりの一環として取り組んでいる「妊婦・乳幼児連れ駐車場」のマークが道の駅クレール平田に設置されておりますので、それらも考慮しながら設置してまいりたいと考えております。

以上、浅井まゆみ議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（近藤輝明君） 再質問ございますか。

〔13番議員挙手〕

○議長（近藤輝明君） 13番 浅井まゆみ君。

○13番（浅井まゆみ君） まず寄附条例についてでございますが、いろいろ事業を検討していただきましてホームページに載せていただくという御答弁でございますが、ありがとうございます。

ちょっと御紹介いたしますが、先日、岐阜県内のある女性団体の方が海津市に視察に見えました。その折に歴史民俗資料館に御案内いたしましたところ大変感動されまして、ほとんどの方が海津市にこのような歴史があるということを御存じでありませんでした。このことをもっと全国にアピールしてはどうかという御提言をいただきましたので、ぜひその辺も含めまして、薩摩義士とか、いろんな歴史あるこの市を全国に発信していく事業を考えていただきたいと思います。

私の提案でございますが、考えてみえると思うんですけども、マスコットとか、資料館の前に大変広くてすばらしい庭園がございますので、あそこで抹茶などをやったりとか、また売店とか、そういう事業も考えてみえると思いますが、そういったこともまた御検討されたいかかと思っております。寄附条例についてはその点でございます。

次に、福祉行政の件のインフルエンザの予防接種でございますが、国のガイドラインに沿ってやってみえるということで検討課題ということなんですけれども、何とか障がい者の通

所、入所の方だけでも助成が少しでもできないものか、もう一度お伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（近藤輝明君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 寄附条例につきましては、大変いい御提案を賜りまして、まことにありがとうございます。御提案に沿って、また考えてまいりたいと思っております。

それからインフルエンザの方でございますけれども、現在のところ、先ほど御答弁をさせていただいた形で御理解を賜ればありがたいというふうに思っております。

海津市になりましてから、障がい者の皆さん方に対応すべき、今、ハード・ソフトの面で相当努力をさせていただいております。そういった意味でこの件につきましては、現行でお願いができればありがたいと思っております。

〔「ありがとうございました」と13番議員の声あり〕

◇ 堀 田 みつ子 君

○議長（近藤輝明君） 続きまして、2番 堀田みつ子君の質問を許可します。

〔2番 堀田みつ子君 登壇〕

○2番（堀田みつ子君） 議長の許可を得ましたので、通告に従いまして、高齢者福祉について質問いたします。

高齢者を取り巻く状況は、年ごとに厳しくなってきています。これまでの介護保険料に加えて、この4月からは、国民健康保険税も世帯全員が65歳以上の場合、年金から天引きされ、さらに住民税の年金天引きもこの先控えているのが現状です。また、75歳以上の高齢者は後期高齢者医療制度に加入することになり、保険料が年金から天引きされます。納めるものは納めなければなりません、年金からの天引きは、高齢者の生活状況を考慮されることなく、いや応なしに取り立てられてしまうということでもあります。そうした高齢者に対して、ささやかな楽しみである長寿祝い金の縮小や、参加者の偏りがちな敬老会の開催などが行われている海津市は、高齢者に対する福祉の心、思いやりが不足しているのではないのでしょうか。

そこで、3月に予算が可決され、今年度は始まったばかりではありますが、今後、これらを見直す余地はないのか、お尋ねします。

また、後期高齢者医療制度となり、健康診断が行政の義務ではなくなりましたが、幸いにも岐阜県の広域連合では健診を実施いたします。一部負担として500円必要となる中、近隣自治体では一部負担金を助成しているところもありますので、海津市でも助成の対象にできませんでしょうか。

次に、2006年12月の第4回定例会で、現在ある減免制度や補助・助成制度の活用として障害者控除対象者認定書について質問したことがあります、介護認定を受けている方のうち、

介護度によっては障害者控除が適用できるため、対象者全員に障害者控除対象者認定書を発行、郵送ができないかと尋ねたところ、認定申請をしないと発行できないと答弁がありました。しかし、きちんと周知するということがあわせて答弁されましたし、ことしの第1回定例会の文教福祉委員会の折には、個別通知を検討するとも答えられております。

そこで、その文教福祉委員会の折、検討されるといったその後の検討内容や、昨年未までの障害者控除が適用できる対象者の人数、そのうち認定申請した人数、そして発行された数などもお聞かせください。

また、この控除は過去5年さかのぼることができますので、その点についてもどのように対応しておられるのか、お尋ねしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（近藤輝明君） 堀田みつ子君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 堀田みつ子議員の高齢者福祉についての御質問にお答えをいたします。

1点目の、長寿祝い金の縮小や敬老会の開催を見直す余地はないかとの御質問ですが、長寿祝い金については、子供たちのために使ってはどうか等の御意見を数多くいただきました。ほかの市町の実態も調査しました結果、本年度から、77歳（喜寿）、88歳（米寿）、100歳と最高齢者のみに支給することにしました。当分の間、この方法で進めていきたいと思っております。

また、敬老会の開催方法については、食事や演芸等を楽しみたいという声が強く、施設の大きさも考慮しながら検討し、決定いたしましたものであります。今後も皆様の御意見、御提案をいただきながら、よりよい方法を検討していきたいと考えております。

2点目の、後期高齢者健康診査の一部負担金を市の助成対象にできないかとの御質問でございますが、75歳以上の方の健診につきましては、4月までは生活習慣病健診として実施してまいりました。この4月からの後期高齢者医療制度では、その健診は高齢者の医療の確保に関する法律で努力義務とされておりました。しかし、後期高齢者医療広域連合では、これまで受けることができた健診が受けられなくなるようなことがあってはならないとの考え方から、健診を実施することになりました。一部負担金は、県下統一で、個別健診の場合、500円に設定されています。受益と負担の公平性という基本的考え方により、健診の一部負担につきましては御理解いただきたいと存じます。

3点目の障害者控除対象者認定書についてですが、周知方法につきましては、市報、インターネットを通じてお知らせをさせていただいております。

認定書の発行については、厚生労働省からの通知により該当者から認定の申請がなされた場合に、市町村長が確認の上、認定書を交付することになっております。昨年未で要介護認

定者は約1,300人見えますが、控除が適用できる対象者の人数は把握しておりません。認定申請された方については16名でありました。また、今までのところ、過去にさかのぼって認定書を発行した方はございません。

以上、堀田みつ子議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（近藤輝明君） 再質問ございますか。

〔2番議員挙手〕

○議長（近藤輝明君） 2番 堀田みつ子君。

○2番（堀田みつ子君） それでは、まず敬老会などの、今までもほかの議員の方からもいろいろと要望、そしてそれはそれぞれの地域から高齢者の方の声を聞いての要望があったと思います。そして、こうした演芸も含めての今の敬老会の形というふうなのが割とどこへでも行けるような、遠いところでも行けるような方からしかお話を聞いていないというふうに伺っております。そういうことから言えば、もう少し広く、普通に敬老会のあり方というものを、老人クラブでも幹部の方からじゃなくしてそれぞれ会員の方からとか、もっと細かくお話を伺っていただきたいというふうに思っておりますので、その点について、もう一度よろしくをお願いします。

高齢者の方の健康維持ということでできるだけ、それはたった500円というふうかもしれませんが、できるだけ健診を受けていただいて健康年齢を高く持っていただくというふうなことをやっていくために、できれば助成の対象ということを含めて今後検討していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

それと、今、障害者控除が適用できる対象者を把握していないと言われましたけれども、介護認定されている1,300人ぐらいのうちの16名ぐらいが認定した数というふうにお聞きしますと、要介護認定の数から直接障がい者認定数を求めることはできませんけれども、もう少し介護度が4とか5とかという方も、この1,300人のうちでもっと多いと思います。そういうことから考えますと、やはり周知、それまでの検討内容というのが全然、結局は検討されなかったということではないかなと、今お答えしていただけてませんでしたので。その検討されなかったのはどういうことかなというふうで、これから検討していただけるのかどうか、そこら辺のところを含めてお答え願いたいと思います。

○議長（近藤輝明君） 市民福祉部長 安達博司君。

○市民福祉部長（安達博司君） それでは、3点の御質問でございますけれども、まず敬老会のあり方ですけれども、比較的元気な方からの御意見だけでやっておるのではないかとといったような御質問でございますけれども、先ほどの答弁にありましたように、幅広く皆さんの御意見を聞きながら、よりよい方向というのをさらに検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、高齢者の健診でございますけれども、やはり500円というのは県の連合で決められたことであります。健康寿命を延ばしていただくためにも、一人でも多くの方が受診をしていただけるよう勧奨に努めていきたいというふうに思います。

次に、認定書の関係でございますけれども、これは医療費控除の方に当然使えるものでございますけれども、先ほど議員が言われたような御質問もいただいております。この進め方につきまして、県の介護保険担当の方へ照会をいたしましたところ、厚労省が言っておるとおり本人からの申請に基づいてやってくれと、現在のところはそういうふうということで、検討をしなかったわけではございません。

そして西濃地区の方も確認をいたしましたら、まだこの自治体もすべての方に発行しておるといった実情ではございませんので、その辺も御理解をいただきたいというふうに思います。

[2番議員挙手]

○議長（近藤輝明君） 2番 堀田みつ子君。

○2番（堀田みつ子君） 最後の障害者控除のことなんですけれども、その申請している方は16名というのは、やっぱり少ないかなあということを思いますし、要は周知ということ言うならば、市報はいいとしても、インターネットでというふうなことで言いますと、高齢者の方、最近はインターネットを使われる方も多いですけれども、それでも周知の方法としては不足かなと思います。その上、要は要介護度が高い方なわけですから、さらにその市報にしてもなかなか目にされるというふうなことが、絶対しないとは言いませんけれども、もっと個別に通知されている。それは西濃ではないと言われましたが、ほかの三重県なんかの例を挙げて、この間、委員会のときにはお願いしたんですけれども、そういうことも含めて、またそちらの資料を出していきたいと思いますので、今後、検討をよろしくお願ひしたいと思います。

◇ 飯 田 洋 君

○議長（近藤輝明君） 続きまして、10番 飯田洋君の質問を許可します。

[10番 飯田洋君 登壇]

○10番（飯田 洋君） おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、私は中学生の防災訓練についてお尋ねをいたします。

みずからの命はみずから守る、みずからの地域はみんなで守る、東海地震、東南海地震など予想される大規模災害から自分自身や家族の命を守るためには、地震に備えてふだんから十分な準備をしておくことが大切として、市では災害時の器具や非常食の備蓄、自主防災組織の立ち上げ、訓練指導に積極的に取り組まれております。8月31日には今年度の総合防災

訓練も予定されております。

5月12日の中国・四川省ブン川県での大震災では、学校の中で多くの子供たちが被災したニュースが大きく報道されました。現在、市内各学校では避難訓練が学期ごとに実施されております。地震災害、その後に起こる火災に対する対応の仕方などについて実施されております。地震予知情報の発令等、緊急の場合の児童の保護者への引き渡しもあります。現在、保護者への連絡はほとんどがメールによってとれる状況にあるようです。また、最近是不審者から守るための防犯設備や器具の備えつけ、登・下校時の非常の際には最寄りの家へ駆け込み、110番通報の依頼等、対応の仕方が示され指導されています。いずれも学校での学校関連での防災について、いざという時のために児童・生徒や先生の対応が示されていますが、家にいるときの対応については示されていません。もちろん、この範囲は、家庭・地域・自治会であります。

これまで県外の防災センターを見学する機会がございましたが、各センターでは、各地で起こる災害を教訓に、展示備品や説明が順次新しくなっています。その例として、昨年からは静岡県では飲料水の必要性を訴え、家族の1週間分の確保を提唱しています。交換するときは、ふろや洗濯の水として利用すれば無駄になりません。手間だけで済みます。ちなみに、現在、本市地域防災計画では、1人1日3リットルの3日分となっております。さらに、災害時に中学生は、体力的にも非常に頼もしい戦力になります。日ごろから正しい知識習得と訓練をしておけば地域にとって頼もしい存在として、積極的な地域の防災訓練への参加を図ってきています。

そこで、本市でも小・中学生の育成会は、各地域では3世代交流事業や、社協が進める地域助け合いネットワーク等で地域・高齢者との交流はありますが、現在は自分を守る、守ってもらう立場から、特に中学生諸君には一歩踏み出して、家族を守る、みずからの地域はみんなでする一員に加わってもらってはと思います。そういった意味から、ことしの防災訓練には中学生の参加型防災訓練にしてはと思います。

AEDの取り扱い、心肺蘇生法等、既に学校で先生とともに訓練の機会があり、習得されている生徒さんもいると思います。ぜひ学校での経験を生かして、今後の自主防災組織の要領・マニュアルには中学生の活動を織り込み、地域防災を進めてはと思います。今後の計画についてお尋ねをいたします。

また、校舎は耐震補強がなされ、災害時の避難所に指定されています。災害時の器具や非常食も備蓄されています。地域防災計画では避難所の開設について定めてありますが、実際に校舎での避難所生活後、もとの校舎としての授業の再開のことを考えますと、基本的なルール、制約もあると思います。教室、あるいは体育館内を避難所とする場合、居住区域の設定・配分、共同生活でのトイレ、ごみ処理、プライバシーの保護等の問題があります。事例

を想定してマニュアルづくりは難しい点もありますが、高齢者、体が不自由な人等、対象者を特定した様式で注意事項や、搬入できる家具、あるいは避難者の方から移動の際には気をつけてほしい事項等はメモしておくように等、あらかじめ示しておいてはと思います。

避難所の運営に当たるのは、派遣される職員のほか、地元自主防災組織になります。トラブルを最小限におさめるには、事前に自主防災組織を通じてガイドラインを地域住民に周知しておく必要があると思います。

防災訓練を前に、中学生の積極的参加の防災の推進について、関連して校舎での避難所生活の事前周知事項について、以上2項目についてお尋ねをいたします。

なお、学校校舎施設に関係しますので、学校内部のことにつきましては教育長さんから御答弁いただけたら幸いに存じます。よろしくお願いをいたします。

○議長（近藤輝明君） 飯田洋君の質問に対する市長及び教育長の答弁を求めます。

初めに、市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 飯田洋議員の中学生の防災訓練参加についての御質問にお答えをいたします。

地域社会の将来を担う中学生に防災訓練を体験してもらい、地域防災の協力者を育成することは重要なことであると認識をしております。実際、災害はいつ発生するかわからず、保護者の留守時に起こることも十分あり得ることですので、日ごろから中学生が地域や消防署、市役所などと一緒になって訓練を行うことで地域の輪の広がりを感じ取ってくれるとともに、万一災害が起きたときには、生徒たちにも大きな力になっていただきたいと思います。

こうしたことから、今年度の市総合防災訓練には、開催会場の地元海西地区にお住まいの中学生の皆さんに、御家族の御理解を得て一緒に御参加をいただくよう、平田中学校及び海西地区自治連合会と連携して御案内をいたしております。応急手当て、炊き出し、小破壊救出、初期消火、土のうづくり等の体験型訓練メニューを用意しておりますので、自治会、消防団、水防団の方々と一緒に、できるだけ多くの訓練に参加していただきたいと思います。

地域における高齢化が進行する中、いかにして地域の防災力を高めるかが大きな課題となっておりますので、将来を担う中学生の若い力を防災に生かし、被災時の協力者としての資質向上を図っていただくことを期待いたしております。

次に、自主防災組織の要綱・マニュアルに中学生の活動を織り込んでの御質問でございます。

確かに中学生ともなれば立派な地域住民の一員であり、災害に強いまちづくりのため、中学生の参加を呼びかけていくのは重要なことでもあります。そのことにより地域住民の一員であるという意識や、世代継続の必要性の認識、さらには防災組織への参加の必要性と役割分

担の認識を持たせることなどができると思います。特に平日の昼間に被災すれば、けが人を運ぶ力仕事や、避難所の受け付け業務等、中学生に協力を求めることが多々あるかと思えます。しかしながら、中学生の地域防災活動のマニュアル化につきましては、地域によって中学生の人数等、事情が異なりますので、それぞれの地域の実情に応じて自主防災組織や自治会において御判断いただくことと考えております。なお、その場合は、中学生という立場から学校にも御相談をいただきたいと思えます。

次に、避難所運営マニュアルの策定・周知と避難所生活の事前周知事項についてでございます。

東海地震、東南海・南海地震等の大規模災害時には、行政主体の避難所の開設といった従来どおりの方法ではその対応に困難が予想されることや、何よりも避難者が避難所運営にかかわることが円滑な避難所運営のために必要であることから、自治体におきましても避難所運営マニュアル策定指針等が作成されつつあります。

当市といたしましても、最近避難所生活を余儀なくされた新潟県中越沖地震、能登半島地震、新潟県中越地震被災地の避難実態を調査の上、避難所運営マニュアルを策定してまいります。

災害時の円滑な避難所運営には、わかりやすいマニュアルが必要であり、住民参加による各避難所の運営マニュアル策定の促進を図ってまいります。

次に、避難所生活の事前周知事項といたしましては、災害、特に地震による災害の様態は同一ではなく、地域によって、また地震の規模によってもさまざまであろうと思われまします。したがって、市民にあらかじめ地震発生に備えて心がけていただきたい事項、例えば避難路、避難所の確認、非常持ち出し品、これは貴重品とか食料とか水とか医薬品、ラジオ等でございますけれども、これらの準備、家族で地震発生時の役割分担、避難や連絡方法などの行動予定を話し合っておくことなどをまとめました、非常持ち出し品の用意と避難生活の心得を「海津市総合防災ガイド」として、昨年5月に市内全世帯に配布をさせていただきました。今後とも、事あるごとに機会をとらえて啓発に努めてまいりたいと思えます。

以上、飯田洋議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（近藤輝明君）　続きます、教育長　平野英生君。

〔教育長　平野英生君　登壇〕

○教育長（平野英生君）　飯田洋議員の御質問の中学校における避難訓練等の現状についてお答えいたします。

現在、市内の中学校においては、すべての学校で2回以上の避難訓練を実施しておりますが、それとともに救命講習も実施しております。避難訓練は、地震及びそれに伴う火災を想定して行っておりますが、自分の身は自分で守るという意識をしっかりと持ち、自分を守ると

いう行動をしっかりと身につけるために校内訓練として実施しているところでございます。

また、救命講習は、消防署職員の指導により、学年等を単位にして心肺蘇生法やAEDの取り扱い等、軽度のけがに対する応急処置の仕方など、そういった講習会を実施しておるところでございます。

以上、飯田洋議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（近藤輝明君） 再質問ございますか。

[10番議員挙手]

○議長（近藤輝明君） 10番 飯田洋君。

○10番（飯田 洋君） 日ごろの訓練で地元の人たちと触れ合うことで、いざというときに協力もしやすいと思います。

それから消防団についても、ことしは本市でも再編計画が検討されております。消防団員の確保が年々難しくなっておりますけれども、合併して消防団も班編成から部編成に変わりましたんですけれども、通常、部は複数の地域、自治会で組織しますが、いずれそうなるのかなあとも思います。

いずれにしても、最後は人の手が必要でございます。いざというときに大勢の力が集結できる組織づくり、カバーづくりが必要ではないかなあと思っております。

思いの一端を述べまして、質問を終わります。答弁は結構でございますので、よろしくお願いたします。

◇ 藤 田 敏 彦 君

○議長（近藤輝明君） 続きまして、18番 藤田敏彦君の質問を許可します。

[18番 藤田敏彦君 登壇]

○18番（藤田敏彦君） おはようございます。

議長の許しを得ましたので、質問に入らせていただきます。質問相手は市長であります。

1点、海津市からJリーガー（プロサッカー選手）が誕生しました。サッカー教室の開催を、FC岐阜に対する今後の市の対応は。

質問内容としまして、海津市南濃町駒野から小島弘己選手がJ2（2部リーグ）FC岐阜に入団し、プロデビューをいたしました。小島選手のプロフィールを少し紹介いたします。年齢は18歳、身長は182センチ、私の資料から、彼は成長期でございますので伸び盛りで、現在は1センチ伸びまして182センチだそうでございます。体重は74キロ、小学校時代から抜群の運動能力を持った少年であり、城山中学校卒業後、サッカーの名門、四日市中央工業高校へ入学、大型FWとして、ポストプレーはもちろん、瞬発力を生かしたドリブルでチャンスメーカーとして活躍、強烈なシュートを武器とする、将来期待の持てる選手であります。

さて、F C岐阜は、2007年にJ F L（日本フットボールリーグ）を3位、17勝9分け8敗でJ 2リーグに昇格をいたしました。しかし、このチームにはスポンサーがついていないのであります。ゼッケンナンバーの上にスポンサーの名が入っておりません。代表幹部の人たちはスポンサーをお願いするために、毎日、東奔西走しているそうであります。県庁へ行って知事にあいさつ、県内の市町村への協賛を呼びかけているのが現実であります。

岐阜県内には大企業が少なく、チームの運営は大変だそうであります。現在、日本の景気の状態は、物価の上昇、じわりじわり日常生活を苦しめてまいります。最近の傾向としましては、一流企業のスポーツクラブに対するスポンサー離れが大変目立っております。お隣のJ 1リーグ（1部リーグ）の名古屋グランパスは、スポンサーが世界のトヨタであります。豊富な資金運用により、一流の外国人選手を入れることができる。ことしからはストイコビッチ新監督を迎え、チームも人気上昇、成績も優勝をねらえる位置にあります。これも格差社会が生んだ現象の一つであります。

F C岐阜とよく似た環境のチームは、新潟県のJ 1リーグに所属するアルビレックス新潟だそうであります。J 1でも上位の強いチームであり、サポーターの応援がすごく、観客の入場者数が大変多く、県民が一丸となって応援をし、チームを支えております。F C岐阜もぜひ見習いたいものであります。

チームの広報から聞きましたが、長良川競技場（サッカー場）の土産・飲食等のブースにはまだ十分余裕がありますので、ぜひ海津市観光協会から出店をしてくださいとのことでありました。全国からサポーターがやってまいります。海津市の観光・産業のアピール、特産物のネット販売コーナーを設置し、全国へメディアに載せて情報を発信してはどうか。

一昨年は、北京オリンピックに出場が決まると思われます南濃町出身の全日本女子バレーボールの櫻井由香選手にバレーボール教室を開いていただきました。去年は海津町出身のプロ野球選手、東北楽天ゴールデンイーグルスの嶋基宏選手に少年野球教室をお世話になりました。ことしは、ぜひF C岐阜、ルーキー、J リーガー、小島弘己選手にサッカー教室を開いていただき、指導をしてもらってはどうか。

J リーガーにあこがれる子供たちはたくさんおります。長良川競技場のスタンドの正面バックフェンスには、「子供たちに夢を」と書いた大きな横断幕が掲げてあります。まさに私はそのとおりだと思います。いずれはF C岐阜もJ 1（1部リーグ）へ昇格すると思います。ことしはオリンピックイヤーでもあり、平成24年にはぎふ清流国体も控えております。「スポーツ王国ぎふ」の復活を期待します。全国、いや世界に羽ばたく次世代を担う海津市出身の若者が次々と力強く成長しております。

市長、今後もスポーツに限らず、青少年の健全育成のために特に支援をしていただくことをお願いいたします。以上であります。

○議長（近藤輝明君） 藤田敏彦君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 藤田敏彦議員のサッカー教室の開催とF C岐阜に対する今後の市の対応についての御質問にお答えをいたします。

スポーツは、体を動かすという本能的な欲求にこたえるとともに、爽快感や達成感、仲間との連帯感等の精神的な充足や、楽しさ、喜びなどを味わうことができます。また、スポーツは、健康の保持・増進や体力の向上に資するとともに、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や、とりわけ青少年にとってはスポーツが人間形成に多大な影響を与えるなど、心身の両面にわたる健全な発達に不可欠なものであります。さらに、スポーツには、競技スポーツに見られるように人間の可能性を追求するという側面もあり、そのすぐれた成果は、人々に夢と感動を与えるとともに、人々のスポーツへの関心を高め、スポーツの振興に資するとともに、活力ある健全な社会の形成に貢献するものと言えます。

こうしたことから、当市におきましては、一昨年度から「海津市スポーツ・アカデミー」と銘打って、市出身のスポーツ選手をお招きし、指導教室を開催しております。一昨年度は、デンソーエアーリービーズの櫻井由香選手によるバレーボール教室、昨年度は、東北楽天ゴールデンイーグルスの嶋基宏選手による野球教室を開催いたしました。郷土出身のあこがれの選手に指導を受けた子供たちは、大変有意義な一日になったと感激しておりました。

本年度のスポーツ・アカデミーの種目はサッカーを予定しており、先般、表敬を受けました、Jリーグ、F C岐阜の新人、小島弘己選手の招聘を計画し、実施に向けてF C岐阜の事務局と日程等の調整を行っているところであります。

F C岐阜に対する支援につきましては、プロのスポーツ選手は、すぐれた技術と社会性を持ち、子供たちの大きな目標になることから、何よりもプロチームは郷土愛をつくり上げる拠点になるということから、どういった支援の方法があるか、またできるのかを他市町の動向も見ながら検討してまいりたいと思います。

次に、全国への情報発信につきましては、F C岐阜は、平成20年にホームの長良川競技場で行うゲーム数は21試合で、現在までに9試合が実施されました。競技場における試合日の出店状況は、県産品販売業者が常時一、二社と、スポンサーが4から5社、F C岐阜グッズ、ユニホームなどを販売しております。過去3試合の観客動員数は、平均3,000人ほどであります。

出店については、例えば鹿島アントラーズのホームスタジアムである茨城県立カシマサッカースタジアムでは、試合開催日に茨城県の食材や特産品の物産展のようなイベントが頻繁に行われているそうですが、いろいろな面でそういった環境が整うことを期待しております。

いずれにいたしましても、海津市観光協会の会員の皆様の御理解と御協力が必要となりますので、連携を図りながら、次年度に向けてその費用対効果も含めて調査を進めてまいります。

以上、藤田敏彦議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（近藤輝明君） 再質問ございますか。

〔18番議員挙手〕

○議長（近藤輝明君） 18番 藤田敏彦君。

○18番（藤田敏彦君） 市長の答弁、本当にありがたく受けとめたいと思います。

さて、先ほど言われました出店の件でございますが、私、実はゆうべ、ロアツ熊本との引き分けの試合でございましたが、行ってまいりました。そうしますと、お店のブースの中から声をかけていただきました。といいますのは、南濃町駒野の米麺（ベーめん）、堀田さんですね、私に声をかけていただきまして、「どうですか」と勧められまして、それでこれはありがたいことだなあとと思ひまして、とにかく観光協会といいますか、あなたが牽引者となっていて、議長のおひざ元でもありますお千代保さんには、味自慢のお店がいっぱいあります。ブースもしっかりあいておりますので、これは勇気を持って出店をしていただきたいと。マスターも、これから米麺を全国へ、インターネットを通してネット販売等もやっておりますということでありました。きのうが初めての出店だということで、頑張ってくださいということでエールを送らせていただきました。

それからスポンサーの件でございますが、きょうの朝刊には出ておりますが、名進研という名古屋の子供さんの塾でございますが、これはきのうちちょっと会場でそういうニュースがございまして、ロゴマークが選手のパンツの左側に入るということで、まだ小さいロゴマークでございますが、今度は大きな胸に入るスポンサーをぜひお願いしたいというふうに思っております。

それから、この前の「砂防フェア」に、小島選手、それから西田選手が来ていただいて、子供たちとともにスピードガンを使った、自分たちがふだんけているボールは何キロ出るだろうかとか、非常に楽しく皆さんといい時間を過ごしておりました。こういうイベントにはFC岐阜はどんどん参加をしてくれるそうでありますので、海津市もお祭りとか、いろいろなイベントがいっぱいありますので、広報の事務局と連携をとっていただいてどんどん宣伝をしていただきたいと思います。

それから、なかなか財政の厳しい折でございますので協賛とかスポンサーというのは、市長の先ほどのお話でございますが、他の市町村といろいろ話し合いながらということでございますが、せめてFC岐阜のポスターといいますか、こういう大きなものを用意しているそうでございますので、海津市にもいろんな施設がございますので、そこへ張っていただいて、

少しでも長良川スタジアム（競技場）へ見に行っていたきたいと、このように思っております。答弁は結構でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（近藤輝明君） これをもって一般質問を終結します。

ここで午前10時20分まで休憩といたします。

（午前10時07分）

○議長（近藤輝明君） 休憩を閉じ、再開します。

（午前10時23分）

◎報告第1号 平成19年度海津市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから
議案第60号 海津市公共下水道海津浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結についてまで

○議長（近藤輝明君） 日程第4、報告第1号から日程第19、議案第60号までの16議案を一括議題とします。

市長より報告並びに提案理由の説明を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 今定例会に提案いたしました諸議案につきまして、その概要を順次御説明申し上げます。

最初に、報告案件4件について、その内容を御説明申し上げます。

報告第1号 平成19年度海津市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、平成19年度海津市一般会計のうち、農林水産業費で南濃町境内内のふるさと農道整備事業費1億3,513万5,000円、教育費で南濃中学校耐震補強事業費4,554万円をそれぞれ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告するものであります。

次に、報告第2号の損害賠償の額の決定につきましては、本年3月26日、平田町の生涯学習センター駐車場内において発生した、公用車による駐車車両との接触事故の賠償金を支払うものであります。地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものであります。

次に、報告第3号 海津市税条例の一部を改正する条例について及び報告第4号 海津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の改正及び健康保険法等の改正が4月30日より施行されることに伴い、4月30日付により、それぞれ地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に御報告し、承認を求めるものであります。

続きまして、補正予算案件2件について、順次その概要を御説明申し上げます。

初めに、別冊1の議案第49号 平成20年度海津市一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ2,550万円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ149億5,050万円とするものであります。

歳出の主なものは、議会費のコピー機借上料及び保守委託料が26万1,000円、総務費の総務管理費では、自治振興費の集会所整備負担金及び補助金が259万5,000円でございます。

民生費の社会福祉費では、障害福祉費の障害者自立支援システム改修委託料56万7,000円、ひまわり会館管理費で屋根塗装工事費700万円を計上いたしました。

衛生費の保健衛生費では、保健衛生総務費の一部事務臨時職員賃金113万8,000円、農林水産業費の農業費では、農地費の南濃町腰越2号ため池整備事業測量等委託料150万円、商工費の観光費では、門前町サミット開催負担金の追加を50万円計上いたしました。

また、土木費においては、都市計画費の公園費で田鶴地内公園用地購入費等407万3,000円を計上いたしました。

この公園費は、昭和57年7月から昭和58年5月にかけて行われた都市計画法に基づく開発行為により新たに設置された、もしくは設置される公共施設、具体的には道路、公園、下水道、水路、消防用貯水施設等ですが、この公共施設の帰属や管理の協議が調わないまま当該開発行為が許可されたことにより、開発区域内の公共施設が適正に管理されない、もしくは必要な公共施設が設置されていないまま四半世紀も放置されていることから、この状況を解消するため計上したものでございます。

通常、開発許可を受けた開発行為により設置された公共施設は、事業の完了後においても適正に管理されることを確保するため、公共施設の管理は、原則として当該公共施設の存する市町村が引き継ぐこととされています。ただし、市町村との協議により当該公共施設の帰属や管理を開発者に行わせることは可能ですが、そのような場合は公共施設の適正な管理を担保するため、市町村と開発者の間で管理方法や費用負担等について管理協定を締結することになります。しかしながら、今回の事例では、こうした協定書も存在せず、公共施設についても、公園施設については事業完了後も設置されることもなく、その帰属や管理についても協議が調わないままきょうまで経過してきております。

都市計画法は、公共施設の管理について開発者と市町村との協議が調うことを開発許可の必須の要件にしているため、協議が調わない場合であっても県は、法律上、許可処分を行うことができます。今回の事例についての経緯はわかりかねますが、結果的に、この開発行為は許可処分の判断が下されたということであり、このような場合、つまり開発者と市町村の協議が調わないにもかかわらず開発申請が許可された場合、開発行為によって設置された公共施設は、法律上、市町村が管理することになります。しかし、今回のように協議

が不調に終わった場合、開発者から市町村に公共施設が円滑に引き継がれることは難しいと言えます。とはいえ、保存されている文書を見る限り、その後、誠意のある協議がなされたとは判断できず、開発行為に必要な公共施設が確保されることもなく、また適正な管理がされないまま四半世紀近くも放置されてきたことは行政の不作為であり、当該開発区域の住民の皆様大変申しわけなく思います。

この件につきましては、平成18年5月に地元区長より、開発行為から25年以上が経過し、道路を初め公共施設が老朽化してきており、今後、修繕等の適正管理が行われないことに対する不安から、当該公共施設の市への帰属及び管理を求める要望がございました。

その後、法の趣旨と地域住民の生活環境の不安解消及び行政サービスの公平性のため、開発者と当該公共施設の管理方法と費用負担について協議を重ねてまいりました。その結果、ようやく今回、開発者との間で、公共施設はすべて市に帰属し、市が管理することとし、費用負担については、道路、用悪水路、消火栓用地は寄附、公園用地については購入することで合意を得ました。その結果を受けまして、委託料10万3,000円、工事請負費80万円、公有財産購入費317万円の補正をお願いするものであります。これまでの都市計画法に基づく開発行為について、このような事例はほかにはございませんし、今後におきましても、都市計画法及び岐阜県宅地開発指導要領、海津市土地開発指導要綱に基づいて適正に実施をしてまいります。

次に、教育費の教育総務費ですが、修学助成事業奨学金の追加を30万円、学校評価の充実・改善のための実践研究事業に要する講師謝金、旅費、消耗品費等の費用を教育指導費で69万円、小学校・学校管理費で287万円、中学校・学校管理費で144万円をそれぞれ計上し、保健体育費では、国体カヌー準備の審判・指導員講習及び教室開催委託料150万円を計上いたしました。

諸支出金の特別会計費では、介護保険特別会計への繰出金106万6,000円を計上いたしました。

歳入につきましては、国庫支出金で学校評価実践研究事業委託金の500万円を、県支出金では障害者自立支援対策臨時特例交付金56万7,000円、県単土地改良事業補助金225万円を、寄附金の総務費寄附金で交通安全協会からの40万円を、教育費寄附金で財団法人国際調和クラブ理事長、青山馥氏から修学助成事業に30万円を、繰越金で前年度繰越金として1,648万3,000円を、諸収入では、財団法人地域活性化センターから門前町サミット開催負担金に対する助成金50万円計上いたしました。

次に、議案第50号 平成20年度海津市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ1,052万3,000円を追加し、補正後の予算を21億4,352万3,000円とするものであります。

補正内容につきましては、保険給付費で地域密着型介護予防サービス給付費の増により825万円、高額介護予防サービス費の増により28万6,000円を、諸支出金で前年度分精算による支払基金への返還金198万7,000円を計上いたしました。

財源につきましては、保険給付費に対するそれぞれの負担割合に応じ、国庫支出金170万7,000円、支払基金交付金264万5,000円、県支出金106万6,000円、一般会計繰入金106万6,000円と前年度繰越金の403万9,000円を充てるものであります。

続きまして、条例案件3件について順次御説明申し上げます。

議案書の36ページをお開きください。

議案第51号 海津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正により、非常勤消防団員等に対する補償基礎額の加算額について配偶者以外の扶養親族に係る加算額を改正するものであります。

議案第52号 海津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第53号 海津市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、消防組織法及び消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正により、非常勤消防団員の活動形態の多様化を踏まえ、今後の新たな団員の任用に当たり消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の対象が改正されたことによるものであります。

続きまして、人事案件6件について順次御説明申し上げます。

議案第54号 海津市監査委員の選任につき同意を求めることにつきましては、識見を有する者の監査委員に選任しておりました福田徳太郎氏が任期途中でありますが、このたび一身上の都合で退職されたことにより、後任に南濃町奥条351番地の柴田清文氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

同氏の略歴につきましては、議案の裏面に記載のとおりでございますが、豊富な行政経験を有するとともに、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関しすぐれた見識をお持ちの方でございますので、よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願い申し上げます。

次に、議案第55号 海津市公平委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、7月18日に任期満了となります飯田正樹氏を引き続き選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第56号から議案第58号 海津市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、加賀博和氏、伊藤治生氏及び吉田貞夫氏が7月15日に任期満了となりますが、加賀氏、伊藤氏の両名については引き続き選任いたしたく、地方税法第

423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

また、吉田貞夫氏については、このたび退任されることにより、新たに平田町幡長531番地の高木謙次氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第59号 海津市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、任期満了となります横川隆正氏の後任に、新たに平田町勝賀1226番地の森圭子氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第60号 海津市公共下水道海津浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結につきましては、海津浄化センターの水処理設備のオキシデーショondiッチ槽について流入量の増加に伴い、全体で5池計画のうち、今回3池めを建設するものであります。当協定は、このうちの土木工事部分で平成20年度から平成21年度までの2ヵ年の継続事業により3億3,300万円で締結するものであり、今年度内の工事内容につきましては、オキシデーショondiッチ槽の土工並びに基礎工事を予定しております。浄化センターの建設については、土木、建築、電気、機械等の専門的知識を必要とするため、全国の自治体の浄化センターの建設を主に受託しており、スタッフが整備され、実績のある日本下水道事業団に随意契約で工事の建設委託をするものであります。なお、工期は、協定締結の日から平成22年3月31日までであります。

以上、提出いたしました議案につきまして提案理由を御説明申し上げましたが、何とぞよろしく御審議いただきまして、適切な御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（近藤輝明君） 報告並びに提案理由の説明が終わりましたので、これから順次質疑・採決を行います。

なお、報告第1号の平成19年度海津市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告ですので質疑・採決はいたしません。

また、報告第2号の専決処分の報告についても、地方自治法第180条第2項の規定による報告ですので質疑・採決はいたしません。

それでは、報告第3号の海津市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての質疑を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 2番 堀田みつ子君。

○2番（堀田みつ子君） それでは、税条例のところの特に個人市民税の公的年金からの特別徴収制度の導入の部分についてお尋ねしたいと思います。

これは今までも後期高齢者医療制度の中でも、制度の中身だけでなく年金天引きに対しての大変な怒りがあり、問題になっておりますし、この年金天引きをどうしようかというよう

なことも言われている中、どのようにこうしたことを周知していかれるのか。

それから、これは聞いたことなんですけれども、税というものは納得して納めたい。だから、私は自分で納めたいというふうに言われる方もございます。なぜここで選択というふうな形にできなかったのか。これは、そういった地方税法の改正がそういうふうだからというふうにお答えになるかもしれませんが、そういう部分も含めてどのように皆さん方に納得していただくのかということをお尋ねしたいと思いますし、それからこの特別徴収というふうにしたいというのは、どちらかという行政側の都合というのが一番目立つように思います。これは地方六団体からの要望の中にも高齢者の利便性というふうなことが書かれておりますけれども、それでも収納率を上げるためとか、徴収効率ということがやはり前面に出ているように思いますけれども、この特別徴収制度を導入することによってどれくらいの徴収率というか、その収納率を上げることができるのかということは、どれくらい見込んでみえるのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（近藤輝明君） 総務部長 伊藤久義君。

○総務部長（伊藤久義君） ただいまの堀田議員の御質問でございますけれども、御承知のとおり、先ほど御意見の中にもございました住民税の年金からの天引き、特別徴収のことでございますけれども、これは地方税法の改正によるものでございまして、目的といたしましては、高齢者に係る納税の利便性の向上、また徴収の効率化を図る観点から創設されたものでございまして、2点目のこれによります徴収実績につきましては、まだ結果が出ておりません。今ここでお答えすることはできませんが、この観点から創設されたものでございますので、御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（近藤輝明君） 2番 堀田みつ子君。

○2番（堀田みつ子君） 今、どのように周知というか、ただ単に税法が変わったからというふうなことで皆様方に周知すると。例えば、本当に納得して納めたいとか、そういう方に対してどのように、例えばこれが専決処分で決まって、じゃあ、どのように納得してもらうのかなと自分で思ったときに、それ以上何も言いようがなくて、実際にお財布の中に手を突っ込んで、それこそ利便性だけが、有無を言わずというふうなのが一番目立つので、とても専決処分の税条例の改正といえども納得はできません。

そこで、議長、この議案に対しては挙手でも起立採決でも、よろしく願いいたしたいと思います。

○議長（近藤輝明君） 総務部長 伊藤久義君。

○総務部長（伊藤久義君） 申しわけございません。周知の方法でございますが、御承知のとおり、この改正の適用でございますが、21年10月の支給分から適用されるわけでございませ

て、それまでに市報等で、国民健康保険の関係と同様でございますが、該当される方等々に周知を図ってまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（近藤輝明君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（近藤輝明君） 質疑はないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。これから報告第3号を採決します。異議がありますので、この採決は起立によって行います。

報告第3号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤輝明君） 起立多数です。よって、報告第3号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

続きまして、報告第4号の海津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての質疑を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（近藤輝明君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。これから報告第4号を採決します。

お諮りします。報告第4号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。よって、報告第4号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

続きまして、議案第49号から議案第53号までの5議案について、順次質疑を行います。

初めに、議案第49号 平成20年度海津市一般会計補正予算（第1号）についての質疑を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 9番 山田勝君。

○9番（山田 勝君） 先ほど市長から理由等を説明されまして、それなりに理解ができるわけですが、申しわけございません、13ページですけど土地購入費です。この317万円という

のは、たしか150平米をそれだけの金額で買い上げるということは、私ちょっとあれですが、平米単価が2万1,000円余りということで、余りにも評価が高過ぎせんのかということをも痛切に感じておるんですが、そのあたりについても、そんなに出さなきゃ、これ買えないものなのか。ある程度交渉されたのか、そのあたりについてもちょっと教えていただけたらと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（近藤輝明君） 建設部長 大倉明男君。

○建設部長（大倉明男君） 山田議員の御質問ですけれども、この単価につきましては、固定資産税の評価額が2万7,800円ということに1平米当たりなっておりますので、これを基準といたしまして試算をいたしました。そこから委託料、工事請負費等を差し引いて317万円という単価をはじき出ささせていただきましたけれども、ここに至るまでには、当然交渉等も何回も何回も行っておるわけですけれども、先ほど市長の方から説明がありましたようなことを踏まえて、今回、上程をさせていただきました。よろしくお願いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 9番 山田勝君。

○9番（山田 勝君） これは当然地権者というか、不動産を営んでおられるところへお金が支払われるのだと思いますが、その評価額どおりに買わなきゃ向こうがうんと言わないのか、そのあたりも含めて。それなりのお話し合いをしたと言われるが、余りにも言いなりのような気がするんですが、もう一言、そのあたりちょっと教えてもらえんか。

○議長（近藤輝明君） 建設部長 大倉明男君。

○建設部長（大倉明男君） ここに至るまでには、相手方はいろんな条件等も申しておりましたけれども、そういった中で道水路等も含めて、この公園用地だけではなくて他の公共用地についても含めた話の中で、寄附するしない等も含めて交渉してまいって、最終的に相手があることですので、この金額で何とか理解をいただいたというようなことでございますので、交渉等をしっかりやってきた中でございますので、私どもとしては最善の努力をさせていただいたというふうに思いますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（近藤輝明君） 他にございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 19番 渡辺光明君。

○19番（渡辺光明君） 今、山田議員の方から、その値段的なことでどうなんだというようなお話があったわけなんですけれども、議運の中で説明を受けたときにも話が出ておりましたが、果たしてこれ買わなければいけないものなのかということなんですよね。いろんな意見が出ておったと思うんですけれども、本来からいったら、この開発業者がそこを購入された住民が不自由をしないような形で管理するというのは当然のことであって、かといって、

その開発された不動産業者がもう倒産してしまったというような話も承っておるわけですが、そうであるなら、この道路とか空き地等を持っておられる土地の地権者がそれなりに管理をしていかなければいけない案件ではないのかなど。それを放置しておいて市の方へ、幾らその区から要望があったといえども、果たして本当に市の方でそれを購入しなければいけないのか。また、先ほど山田議員からも言われたように、それだけの高価な価格を出して買わなければいけないものなのか。そういうことについて再度検討する必要という部分というのはないものなんだろうかと、私はちょっと疑問が残るところでございます。以上。

○議長（近藤輝明君） 副市長 水谷敏行君。

○副市長（水谷敏行君） ただいまの渡辺議員の御質問にお答えいたします。

先ほど提案説明で市長が申し上げましたとおり、こういった公共施設の帰属については、開発許可の申請を受ける段階でどこが管理していくかを協議いたします。その協議が調った段階で通常は開発許可がおりるということでございますが、今回の場合は、ちょっと状況がわかりませんが、協議が調わないまま開発行為が許可された。こういった場合にどこが責任を持つかという、都市計画法からいけば、この場合、市町村が責任を持つ。先ほど渡辺議員は、これは当然業者だろうというふうにおっしゃいましたが、法はそうではなくて市町村に管理責任を求めています。それがこの間、25年にわたってそのあたりの認識が不足していたのか、業者との交渉がうまくいかなかったのか、そのあたりの事情、状況はよく承知はしていませんが、結果的に管理責任は市町村にあるということで、市になりましてから、これまで3年ぐらいかけて相手の業者の方といろいろと交渉を重ねてまいりました結果、ここまで歩み寄りを見て、業者と市の間ではこういった形で協議が調ったということで、今回、議案として上程させていただいたということでございますので、御理解を賜りたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 19番 渡辺光明君。

○19番（渡辺光明君） 先回もちっとお話をしたように、皆さんからもいろんな、わからないならわからないなりにその疑問視されている部分について意見が出ておったと思うんですけれども、たまたま海津市の中で、こういう状況に置かれて開発された土地というのはここだけなのかというような話も出ておりました。また、もしほかのところでも同じような状況のところがあったら、すべて先ほど副市長が言われたように、これは市の方でやっていかないかんだということであるなら、今後、そういうのが出てきた場合でも同じような対応をされていくのか、そこら辺のことをちょっとお願いします。

○議長（近藤輝明君） 副市長 水谷敏行君。

○副市長（水谷敏行君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、通常、地元で協議が調わないようなものを許可するということはありません。今回、許可されているんですが、このあたりの状況はわかりませんが、県に確認しましたが、県においてもこういう案件は許可しないと言っております。当然、この後、こういう形で業者との間でトラブルになることが想定されますので、基本的に法は必須要件にはしてはおりませんが、実際実務としてこういった開発行為を許可するということがあり得ないと思っております。ですから、海津市におきましても、ほかにこういう事例はございませんし、先ほど申し上げましたとおり、今後も法に基づいて、もしくは指導要領等に基づいてやっていきますので、当然県もそういう姿勢でございますので、こういった事例が発生することはあり得ないというふうに考えております。

[挙手する者あり]

○議長（近藤輝明君） 19番 渡辺光明君。

○19番（渡辺光明君） 当然調査された上での御答弁かと思うんですけども、市内にはこれと類似した物件はないということによろしいでしょうか、そういう理解をして。

○議長（近藤輝明君） 建設部長 大倉明男君。

○建設部長（大倉明男君） この案件も含めてほかの事例もいろいろ調査してまいりましたが、この事例のほかにはありません。

○議長（近藤輝明君） ほかにございませんか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（近藤輝明君） 9番 山田勝君。

○9番（山田 勝君） 15ページをお願いします。この国体カヌー開催準備費委託料で150万ということですが、国体を我が市で、たまたまカヌーが行われるということに、場所提供とか、そんな感じで私はおったんですが、内容を見ると、県から来るわけではなし、一般財源からの150万円というようなことで、市としては大変な出費になると思うんですが、これらは後々県から負担してくれるのか、そのあたりについてもですし、そんなにそういったことの費用をかけてまでも受けなきゃならんのかということも含めて、改めて一遍確認をしたいのでお願いします。

○議長（近藤輝明君） 教育委員会事務局長 森島英雄君。

○教育委員会事務局長（森島英雄君） 山田議員の御質問にお答えをさせていただきますが、今回、150万という補正予算を上げさせていただきました。これにつきましては、24年開催のカヌー以下、バレーボールという正式種目がございますが、この国体に関します費用につきましては、施設に関する改修等の工事費につきましては、若干県の方からも負担をいただけるということでございますが、今回上げさせていただきました競技に関する審判員等の養成につきましては、それぞれ開催をしていただく市町村の中で、協会からの依頼で御無理を

申し上げて市の方で要請をしてくれということで、揖斐川町と海津市がカーヌーを開催でございますので、それぞれ市町の方で負担をしながら審判員を要請させていただくということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（近藤輝明君） 他にございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 11番 服部寿君。

○11番（服部 寿君） 山田議員、渡辺議員から質問がありまして、山田議員がスポーツの方へ行きましたけれども、その前の案件に対して市長から御理解をいただきたいということでございますので、理解を得るために三、四質問させていただきますので、よろしくお願いたします。

まず、本予算に計上されています、マスコミ、プレス発表の後の新聞にもございました、この浄化槽の清掃と土地購入費でございますが、市営公園というふうの書き出しがあります。市営公園の定義といたしますか、市の公園には児童公園、都市公園等がございますが、市営公園というのはどういう定義のもとになされておるのか。それで、市営公園として、まだ所有者が正和工業ということで、土地の取得をこれからするという案件でございますし、浄化槽の清掃もそうなんです、もうこれは市営公園としての位置づけをされておるのか、1点。

それから、提案説明の中にございました、事前協議の中で許認可申請する前に当然されるのが、協議が調わなかったから今こういう問題が出ておるということでございます。市長もおっしゃられたとおりでございます。そして副市長も、今後このようなことはないというふうで、当市にも都市開発の指導要綱等がございますので、また3反以上におきましては県の指導要領があると思っておりますのでないと思っておりますが、その昭和57年から58年にかけて事前協議がなぜなされなかったかというのは、今ではわからないという答弁でございました。しかしながら、行政と業者との協議が、いわゆる調印ができなかったということは、そのときの行政の怠慢であったか。はっきりと責任を明確にさせていただいて、だれがということではなくて、そのときの行政が、本来やっておかなくちゃいけないことが四半世紀棚上げになって、現在、この海津市になって407万3,000円という一般財源から投入して土地を買わなくちゃいけない状態になった。南濃町もそうですけれども、海津町も平田町も都市開発といたしますか住宅開発がなされまして、当然協議がなされて、その後、業者の方から公園用地、水路、道路等を寄附採納を受けておりまして、こういう問題はないという確信を持っております。なぜこれができなかったかというのは、今申したように責任はわからないかもわかりませんが、そのときの行政責任を明確に判断をしていただいた上で、法律上、副市長がおっしゃられたように粛々と市町村が管理、不調に終わった場合はしなくちゃいけないということでございますので理解するものであります、まず行政責任を明確にさせていただきたいというのがも

う1点でございます。

それから、昭和57年、58年に開発がなされて150平米の公園緑地の土地に、その当時、今でも残っておると思いますが、プレハブを建てて浄化槽まで入れて、トイレが多分あったと思います。私が想像するには、現地の案内所としてそこが利用されておったと思います。当然、道路と公園緑地に関しては公共性ということで固定資産税は非課税と、この前説明を受けました。しかしながら、道路は、当然皆さんが利用されて公共性があると思いますが、業者が設置義務がある公園緑地にプレハブを建てて、浄化槽もつくって、そこで現地案内所みたいに、いわゆる商業的施設を設置して非課税であったという、これもまた行政指導として、果たしてそれが適切であったのか。そして、今の固定資産税評価でいきますと地目は田ということでございますが、現況課税という観点から、もしそういう状況である施設において浄化槽も設置してトイレも設置しておる150平米の、今の土地購入価格にもありました固定資産税の評価の価格で言いますと、もしも固定資産税を徴収できるとあれば年幾らになるか、まず取れるのか取れないのか、取れるとしたら幾らいただけたのか。

以上、3点になろうかと思えますけど、質問いたします。

○議長（近藤輝明君） 建設部長 大倉明男君。

○建設部長（大倉明男君） 市営公園の定義でございますけれども、条例の中に出てきております公園等が市営公園の定義でございますけれども、本物件の公園用地というのは、まだ私どもの方で管理してございませんので市営公園の位置づけはしておりません。

そのほか許認可時の事前協議の中で不調というような部分もあるようでございますので、そういったことについては、市長の提案理由の中にもありますように、私どもの不作為ということでございます。

○議長（近藤輝明君） 副市長 水谷敏行君。

○副市長（水谷敏行君） まず責任の所在ですが、これについては先ほど来申し上げていますが、管理責任は行政側にあると。それに対して、当然誠意ある協議を業者側と行うべきであると考えられますが、残された書類上からは必ずしも誠意ある交渉がされたというふうには、現在の私どもが書類を見る限りです。これはあくまでも書類を見る限りですが、判断が難しい、そういう意味で行政に不作為があった。したがって、行政に責任があるというふうに言わざるを得ないと思っております。

それから、税金の問題につきましても非常に難しい、確認をしなければいけないんですが、あの地域で人口増の一つの政策として、あの場所において現地事務所を置いて居住者の募集等をされた。その状態で、将来的にそこが完了すれば、あそこを公園として市の方に提供するというような、最初はそういった段取りであつたらうというふうに推測をされます。ただ、現実にああいった形で今日まで残っておる状態で、地目も変更されずそのままの状態

で、固定資産税もかけられない状態が25年にわたって行われているということは、これは前身の町、市として、あそこに対する固定資産税をかける権利を放棄したものというふうに見ざるを得ないのではないかと。これはちょっとまた確認をしてみますが、現段階ではそういった利益の放棄みたいなものにつながるのではないかと。しかも、将来的には公園という形で設定されたものということであることから、あそこにさかのぼって今後課税をしていくというのは非常に難しいのではないかと。もちろん、これは相手方との一つの協議事項になるかとは思いますが、現時点で私の判断としてはそういう思いはしております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 11番 服部寿君。

○11番（服部 寿君） 開発協議に至ります責任、いわゆる行政の不作為ということで説明があり、私も納得いたしました。

また、建設部長からの市営公園の定義でございますが、条例にあります公園条例の中の、これで言います都市公園の中に入れるということでしょうか。

今、現状で市営公園ではないとおっしゃられましたら、プレス発表等を見る限り、もう市営公園としての浄化槽の清掃並びに土地購入費になってしまいますので、その点、本定例会に補正予算を上げられて、可決以降、いわゆる公園条例の中に市営公園として位置づけされるものと思いますので、その点、誤解のないようにしていただきたいと思います。

それから固定資産税の評価ですけれども、25年前、固定資産税の取れるのは5年だと聞いておりますけれども、今の現状、固定資産税を放棄したということになりますと、逆に言うと、固定資産税を取らない、公共性と言うのならば、この開発業者は、道路も、ここの公園緑地も自分の財産ではないよというふうから固定資産税の非課税という形にとられたんかなあとと思いますけれども、それは差しおきまして、今現状、固定資産税が取れたかどうか。5年前にさかのぼっていただけるとなれば、今度の三百数万円の土地購入費の中から、折衝の中で商談といいますか、当然これは取るべきものを、過去25年じゃない、5年間の納税義務のある期間だけでもお支払いいただけないかという折衝ができるのではないかと思いますので、そこは質問でとどめておきます。

それからもう1点ですが、前回の全協の折にも、ここの土地のことで私も2回ほど現状を見させていただきました。全協の折にもしました。区長さんから平成18年に要望書が出ております。道路の舗装、側溝も老朽化してきておりますということでございますが、現況を見る限り、道路はきちんと改良がされておりましたし、側溝も傷んでおりませんでした。といいますのも、下水道の工事がなされておったということでございます。関連質問として御理解をいただきたいと思いますが、下水道工事はいつやられたのか。

そして、市道認定を受けていない道路ということが、よりここで明確になっておりますが、市道認定を受けていない道路に対して下水道工事を行ったことに関しての是々非々をお聞かせいただきたいと思っております。

先ほどの固定資産税と都市計画の方は、公園の定義は私からの一方的なことですので、最後に言いました下水道工事をいつやられたのか、そして市道認定を受けていない、いわゆる私道、業者の道路、私有地でありながら工事をされたということになろうかと思っておりますけれども、その点、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（近藤輝明君） 水道環境部長 高木武夫君。

○水道環境部長（高木武夫君） 下水道工事の件でございますが、平成17年度に工事を実施させていただいております。

それで、工事をなぜ行ったかという理由でございますが、私の方の見解といたしましては、開発行為をなされており、また道路位置指定道路という位置づけをされております。その中で公衆用道路という判断のもとに、また下水道管工事というのは受任義務というのがございまして、あれを民地と判断いたしますと、タコ足配管といいますか、個々に配管をしなければならないということになるわけでございますが、そのところで公衆用道路と受任義務というような判断によりまして下水の配管をさせていただいております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（近藤輝明君） 11番 服部寿君。

○11番（服部 寿君） 公衆用道路の定義のもとにされたということでございますが、しかしながら、地権者がおることであって、地権者に掘りますよと、入れますよということはなされたのか。地権者といいますと、これは正和工業になると思いますが、その1点と、これから私のところも下水道が入ります。まだ市に寄附採納、いわゆる市道として認定を受けていない道路もあります。しかし、今言った公衆用道路として認定をされれば、粛々と工事をしていただけるのかなあというふうに認識をしいのか。この2点だけ質問をして終わります。

○議長（近藤輝明君） 水道環境部長 高木武夫君。

○水道環境部長（高木武夫君） 地権者の確認でございますが、私も当時、下水道課長といたしまして未登記道路と認識しておりました。だから、地権者の承認をとるよという指示はいたしておいたんですけど、後で調べましたところ、大変申しわけございませんが、本人が不明というような情報のもとで実際は了解を得ておりません。

それから2点目でございますが、私道、また未登記道路でございますが、当然地権者の同意があれば道路扱いというようなことで、私道でも下水の配管工事を実施することは実際はございます。以上です。

○議長（近藤輝明君） 他にございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（近藤輝明君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第50号 平成20年度海津市介護保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許可します。

〔挙手する者あり〕

○議長（近藤輝明君） 9番 山田勝君。

○9番（山田 勝君） 23ページの歳出の地域密着型介護予防サービス給付費の825万と、ここに来て早速補正を組まなきゃならん、この高額な理由についてちょっと御説明いただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（近藤輝明君） 市民福祉部長 安達博司君。

○市民福祉部長（安達博司君） それでは、お答えします。

当初予算におきましては、通所の方を想定して予算を組まさせていただいておりました。ここに来て、新たにグループホームへ入所という形で2名の方が入られたということで、この金額を積算しております。ちなみに、あと1名予定がございますので、その方も含めて825万円をお願いさせていただいております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 9番 山田勝君。

○9番（山田 勝君） という事は、今後もまたそういう可能性はあるという判断で、また補正を次から次へとやっていかなきゃならん場合も起きるわけやね、これ。どうですか、そのあたりは。

○議長（近藤輝明君） 市民福祉部長 安達博司君。

○市民福祉部長（安達博司君） 次から次というほど利用者は出てこないと思いますけれども、ちなみに、まだ1名そういった動きがございますので、3名ということで、1名予備という形で予算の方を上げさせていただいておるということでございます。

○議長（近藤輝明君） 他にございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（近藤輝明君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第51号 海津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（近藤輝明君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第52号 海津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の

一部を改正する条例についての質疑を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（近藤輝明君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第53号 海津市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（近藤輝明君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま質疑を行いました議案第49号から議案第53号までの5議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号から議案第53号までの5議案は、議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託することに決定しました。

なお、審査は6月19日までに終了し、議長に報告をお願いします。

続きまして、議案第54号 海津市監査委員の選任につき同意を求めることについての質疑を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 9番 山田勝君。

○9番（山田 勝君） 監査委員という要職をということで市長から大変いろいろ述べられましたが、私もそれなりのお話しできるような人たちにもいろいろと伺いましたが、こういった略歴等も判断させていただき、最も適任者であると私は判断させていただきたいと、そんなことで賛成する一人でございますので、よろしくをお願いします。

○議長（近藤輝明君） 他にございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（近藤輝明君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。これから議案第54号を採決します。

お諮りします。議案第54号 海津市監査委員の選任につき同意を求めることについて、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号 海津市監査委員の選任に

つき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

続きまして、議案第55号 海津市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、質疑を許可します。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。これから議案第55号を採決します。

お諮りします。議案第55号 海津市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号 海津市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

続きまして、議案第56号 海津市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての質疑を許可します。

〔挙手する者あり〕

○議長（近藤輝明君） 10番 飯田洋君。

○10番（飯田 洋君） 今回、固定資産評価審査委員の3名出ておりますが、固定資産、土地・家屋、償却資産、それぞれ目ききのできる専門分野があるかと思いますが、それぞれお三方をどのような判断、三名それぞれ、この方にはこういった部門でという三つの専門分野があるかと思えますけれども、そちらの方を少しお聞きしたいと思います。

○議長（近藤輝明君） 総務部長 伊藤久義君。

○総務部長（伊藤久義君） ただいまの専門部会の件でございますが、当市のこの審査委員会につきましては、そういうふうな部門を設けておりません。よろしく願いいたしたいと思います。

○議長（近藤輝明君） 他にございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（近藤輝明君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。これから議案第56号を採決します。

お諮りします。議案第56号 海津市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号 海津市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

続きまして、議案第57号 海津市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての質疑を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（近藤輝明君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。これから議案第57号を採決します。

お諮りします。議案第57号 海津市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号 海津市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

続きまして、議案第58号 海津市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての質疑を許可します。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。これから議案第58号を採決します。

お諮りします。議案第58号 海津市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号 海津市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

続きまして、議案第59号 海津市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての質疑を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（近藤輝明君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。これから議案第59号を採決します。

お諮りします。議案第59号 海津市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号 海津市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

続きまして、議案第60号 海津市公共下水道海津浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結についての質疑を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（近藤輝明君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。これから議案第60号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号 海津市公共下水道海津浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（近藤輝明君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会いたします。

なお、次回は6月20日に再開しますので、よろしくお願いをいたします。まことに御苦勞さまでございました。

（午前11時33分）

上記会議録を証するため下記署名する。

平成20年6月12日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

